

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量 実習室4室端末OSアップグレード作業及びソフトウェア更新業務委託 1式
- (2) 契約内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年10月14日(火)まで
- (4) 履行場所 佐賀市緑小路1番1号 佐賀県立佐賀工業高等学校

2 入札参加資格

- (1) 本調達は、単独企業による一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
イ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ウ 開札日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
オ 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
(ロ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
佐賀県立佐賀工業高等学校 事務室
郵便番号 840-0841 佐賀市緑小路1番1号

電話番号 0952-24-4356

電子メールアドレス sagakougyoukoukou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和7年6月13日（金）午前9時から同年7月10日（木）午後5時まで佐賀県ホームページに掲載するとともに、同年6月13日（金）から同年7月10日（木）の午前9時から午後4時55分まで（土曜日及び日曜日を除く。）、（1）の部局において随時交付する。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書及び営業概要書を、（1）の部局に郵送し、又は持参すること。

なお、（9）のウの（イ）又は（10）のウの（イ）により入札保証金又は契約保証金の免除を希望する場合は、同種かつ同規模業務の履行実績調書をイの提出期限までに（1）の部局まで持参し、又は郵送すること。

また、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 提出期限

令和7年7月10日（木）午後4時55分まで

なお、郵送の場合は書留郵便とし、封筒に「実習室4室端末OSアップグレード作業及びソフトウェア更新業務委託資格審査書類在中」と朱書きすること。

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年7月18日（金）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までに次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務遂行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の（2）のオのいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の（2）のオの（イ）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

オ 本委託業務に着手し、又は遂行することが困難になると認められるとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月25日（金）午前10時30分

イ 場所 佐賀県立佐賀工業高等学校 第3会議室

なお、変更の場合は、入札参加者に対し別途通知する。

(6) 入札書の提出方法

別に定める入札書を（5）の場所に直接持参し、又は（1）の部局に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年7月24日（木）午後4時55分までに必着とする。

また、封筒に「実習室4室端末OSアップグレード作業及びソフトウェア更新業務委託入札書在中」と朱書きすること。

提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書に記載する金額の表示はアラビア数字を用い、当初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は当初に「¥」の記号を、末尾に「-」の記号を付記すること。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第1項の規定に基づき、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項の規定に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあつては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ロ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（電子交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額

(ハ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(ニ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(ホ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次に掲げる場合は、入札保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(10) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第115条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定により、(9)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 次に掲げる場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(7)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 保証金を納入しない者又は保証金の納入額が不足する者

サ 1人で2以上の入札をした者

シ 代理人でその資格のないもの

ス 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(13) 入札又は開札の延期

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

(14) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又

は行おうとしていると認めるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(15) 入札の辞退

入札者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は速やかに別に定める入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(16) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(17) 再度入札に関する事項

1 回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札は2回（1回目の入札を含め3回）までとし、2回目の再度入札においても落札者がいない場合は、2回目の再度入札をした者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

ただし、郵送により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

(18) 契約条項を示す場所

(1)の部局に同じ。

4 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(2) 談合情報のおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

(3) 入札参加者及び入札者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 本入札執行は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成7年佐賀県規則第64号）に定めるところによる。

(5) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) この契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第4条に規定する特定調達契約である。

(8) 公告の内容に質問がある場合は、質問書に質問内容を記載し、令和7年7月15日（火）午後5時までに3の(1)の電子メールアドレスへ送信すること。